

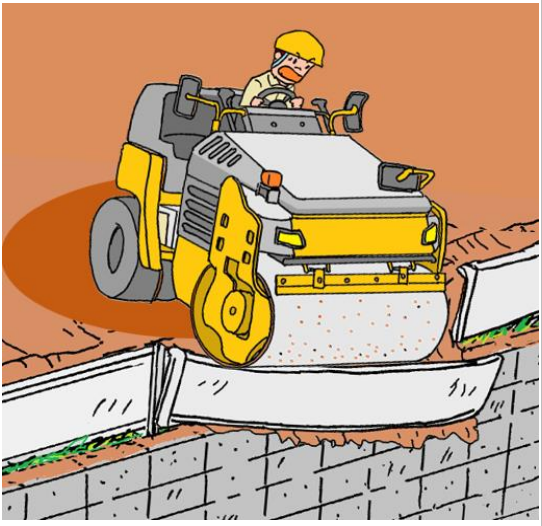

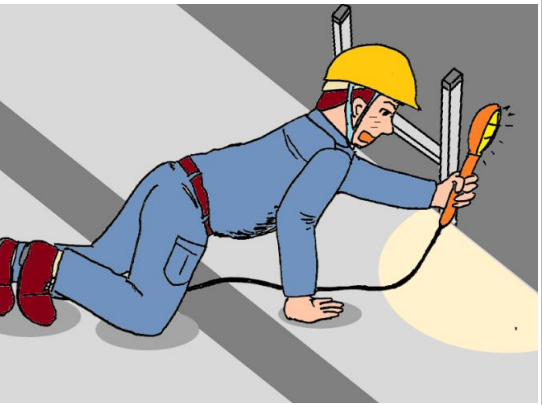
番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	令和5年8月 13時頃	土木工事業 公共 10～29人	水 おぼれ	<p>【発生状況】 河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。一般作業員30～34歳(一次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 河川内等での増水の可能性を事前に検討し、増水による危険の判断基準並びに作業打ち切り等の基準を定めることまた、増水時に適切な避難を行うための避難経路等を定め、増水時の避難体制を整備すること 2 元方事業者、関係請負人による緊急時の避難訓練を実施し、緊急時における避難経路等を作業員に周知徹底しておき、緊急時に対処できるようにしておくこと 3 増水があった場合の危険を防止するため、増水の程度に応じた適正な作業</p>
2	令和5年8月 12時頃	木造建築工事業 民間 ～9人	研削盤、パフ盤 切れ、こすれ	<p>【発生状況】 木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤(と石カバーを取り外した、と石直径125mmの電動ディスクグラインダー)で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。解体作業員 40～44歳(一次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 手持ち用グラインダーは構造規格に示された研削といしの覆いがあるものを使用すること 2 安全な作業が行えるスペースの確保を行うこと 3 手持ち式グラインダー等、高速回転する工具を使用する作業については、あらかじめ使用する工具による危険を評価し、必要な個人用保護具を定め、これを作業員に使用させること 4 作業員に作業に応じた基本的な安全衛生教育を実施すること</p>
3	令和5年8月 9時頃	木造建築工事業 民間 ～9人	その他の 動力クレーン等 墜落、転落	<p>【発生状況】 木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、2階屋根外周の足場にかけた2連はしご(瓦の荷揚機を取り付けているもの)を降りているとき、高さ4m付近から墜落した。瓦職人 40～44歳(一次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 昇降時における墜落防止設備(墜落転落用保護帽、安全帯、安全ブロック、命綱を含む)の設置と使用 2 作業内容に即した作業計画と昇降設備の設置 3 作業員の意識的不安全行動の防止</p>

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

令和5～7年の夏季における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	令和5年8月 11時頃	木造建築工事業 民間 ～9人	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】 木造住宅新築現場で、高さ4mの一侧足場上で左官作業中(2階バルコニーの壁下地へ防水シート貼り付け中)、足場と建物の隙間(約50cm)から約1m下の下屋根に落ち、さらに地面に墜落した。左官工 75～79歳(1次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 作業時における墜落防止設備(墜落転落用保護帽、墜落制止用器具、命綱を含む)の設置と使用 2 作業内容に即した作業手順の作成とその履行 3 作業者の意識的不安全行動の防止</p>
				
5	令和5年8月 9時頃	その他の建設工事業 公共 ～9人	建築物、構築物 墜落、転落	<p>【発生状況】 ごみ処理施設補修工事において、足場材の揚重引込作業にあたっていたところ被災者がのっていたグレーチング(既設の床)が外れ、当該グレーチングとともに約13m墜落した。取締役 50～54歳(4次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 経年化施設・設備における工事受注から現場乗込までの間、発注者(施設管理者)から、経年化施設・設備に係る点検状況(不具合の状況)等に関する情報を収集するとともに、施工開始までに経年化施設・設備について作業に当たり使用する箇所の付帯設備(階段、作業床、手すり等)の確認を行うこと。 2 上記結果に基づきリスクアセスメントを実施すること。 3 リスクアセスメントにおけるリスク低減措置の検討に当たっては、経年化施設・設備の状況を十分に考慮すること。 4 特に高経年化(概ね30年以上)している施設・設備の工事に当たっては、確実な点検・確認及びリスクアセスメントを行うこと。</p>
				
6	令和5年9月 13時頃	土木工事業 公共 ～9人	地山、岩石 飛来、落下	<p>【発生状況】 山林内の崩壊斜面の前に治山ダム(谷止工)を新設する工事現場で、ダム底部の床掘り作業中、斜面上方(高低差10m以上)からの落石(約2m四方)が、道具を使って地ならし中の被災者に当たった。土工 60～64歳(1次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 作業指揮者の選任、点検責任者の指名等安全管理体制を整備し安全対策を徹底すること 2 地山の点検体制を整備し、浮石、含水、凍結の状況等を、気温等の環境条件も考慮した上であらかじめ調査し、その結果に適応した安全な作業方法により作業を行うこと 3 作業箇所およびその周辺の地山について、その日の作業を開始する前等に、浮石およびき裂の有無等を点検すること 4 地山の崩壊又は、土石の落下により作業者に危険が及ぶおそれがある場合には、安全な勾配(こうばい)とし、浮石の除去、ネットの設置等飛来落下防止対策を講ずること 5 作業者に対し、土石の飛来・落下、崩壊などの危険およびその防護対策などについて安全教育を実施すること</p>
				

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	令和6年7月 16時頃	土木工事業 民間 ～9人	締固め用機械 墜落、転落	<p>【発生状況】 生産緑地部の整地箇所において、被災者が締固め用機械（ローラー）を運転し、地面の転圧作業を行っていたところ、法面約1.8mの高さから当該機械ごと転落し、運転していた被災者の頭部が地面と当該機械にはさまれた。20～24歳（2次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 ローラー車を用いて作業を行うときは、転落等の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の調査を行い、作業場所の状態に適応した作業計画（運行経路、作業方法等）を定めて作業者に周知し、当該作業計画により作業を行わせること。2 ローラー車の転落等の危険を防止するため、誘導者を配置して誘導を行わせ、又は転落危険箇所等に標識を設置する等により、運転者に危険箇所を認識させること。</p>
				
8	令和6年8月 15時頃	その他の建設業 民間 ～9人	高所作業車 感電	<p>【発生状況】 送電線に接近している樹木の枝打ち作業のため、高所作業車のバケットに被災者及び作業者が搭乗し、伐採作業を行っていた。伐採した枝を地面へ下ろそうと被災者がバケット上で操作しブームを旋回していたところ、被災者自身が高圧線に接触し、感電した。40～44歳（1次下請）オペレータ</p> <p>【災害防止のポイント】 1 架空電線に近接した場所で伐採等作業を行うときには、感電の危険による災害を防止するため、作業開始前に、絶縁用防護具の装着状況及びひび、割れ等の損傷の有無を確実に点検すること。 2 上記1の点検の結果、異常があった場合には、速やかに電力事業者に報告すること。 3 高所作業車の作業計画については、感電の危険を踏まえた離隔距離を明確にして、なるべく書面で作成し、高所作業車の運転手等関係者に対して確実に周知すること。</p>
				
9	令和6年8月 10時頃	その他の建設業 民間 ～9人	その他の電気設備 感電	<p>【発生状況】 生コンプラント内の補修工事において、被災者が腹ばいの体勢になり内部を覗き込もうと投光器を持ったところ、うめき声が上がり硬直しているような状態となった。搬送先の病院で死亡が確認され、感電死と判明したものの。25～29歳（3次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 単なる延長コードではなく、漏電しゃ断器を内蔵したコードリールを使用すること。 2 発汗する場合や、湿った場所、金属製の床等で移動式電気機械器具を用いる際には、床面にゴム板を敷いて、その上で作業すること。 3 既設のアース線があれば、必ずそれに器具のアース線を接続すること。 4 アース線がない場合には金属製の管等を活用する等してアース線を設け、それに接続すること。また、できるだけ、二重絶縁した電気機械器具を用いること。</p>
				

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

令和5～7年の夏季における建設業の死亡災害の概要



番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
10	令和6年9月 10時頃	建築工事業 民間 ～9人	掘削用機械 激突され	<p>【発生状況】 解体工事現場においてドラグ・ショベルで床掘する作業を行う際に、被災者は地表から約3m下の掘削床で地表のドラグ・ショベルの運転手に無線で指示していたところ、誤ってドラグ・ショベルの爪が被災者に激突した。被災者と運転手は高低差でお互い目視確認できない状態であった。15～19歳(2次下請)解体工</p> <p>【災害防止のポイント】 1 車両系建設機械による作業を行うときには、当該機械に接触することによる危険が生ずる箇所に作業者を立ち入らせないこと。 2 やむを得ず立ち入らせる場合には誘導者を配置し、車両系建設機械等を誘導させること。また、誘導者は車両系建設機械の運転資格者等十分な知識及び経験を有する者とする。こと。 3 車両系建設機械及び関係作業者の可動範囲、接触防止措置を明確にした作業計画をあらかじめ書面で作成し、関係者に対して確実に周知すること。</p>
11	令和6年9月 13時頃	その他の建設業 民間 ～9人	足場 墜落、転落	<p>【発生状況】 被災者は、商業ビル内の電気配線工事にかかる天井の配線作業を行うため、可搬式の足場上で、器具を受け取ろうとしていたところ、当該足場と共に横倒しとなり高さ約1m墜落した。60～64歳(3次下請)電工</p> <p>【災害防止のポイント】 1 高さ2メートル未満の作業であっても、作業者の墜落・転落による危険を防止するため、より安定度の高い移動式足場(ローリングタワー)等を使用すること。 2 リスクアセスメントの見直しを図ること。 3 足場作業における災害事例を踏まえた安全教育を行うこと。</p>
12	令和6年9月 16時頃	土木工事業 公共 ～9人	水 おぼれ	<p>【発生状況】 既設下水管の耐震補強工事において、地下約10mの管きょ内で7名が作業中、地上監視員1名が降雨の連絡のため入坑して避難を指示したが、急な大雨のため水位が上昇し、8名中2名の避難が間に合わず流され、3日後に下流の川で2名の遺体が発見された。35～39歳(1次下請)職長、40～44歳(2次下請)作業員</p> <p>【災害防止のポイント】 局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(平成20年10月)に基づき、次の対応等を行うこと。 1 現場の特性に応じた事前把握 2 作業中止基準、再開基準の設定・周知 3 迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施 4 日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底</p>

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

令和5～7年の夏季における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
13	令和7年7月 13時頃	建築工事業 民間 ～9人	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	<p>【発生状況】 工場の屋根の交換作業を行っていた被災者がアクリル板(縦1m、横3.7m)の屋根を踏み抜き、工場内に約17m墜落したものの。 作業員 25～29歳(2次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 踏み抜き防止措置 スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じること。※防網を張る等の「等」には親網を配置し、安全帯を使用させることも含む。 2 作業状況の把握と手順の見直し 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。</p>
14	令和7年7月 14時頃	土木工事業 公共 10～29人	軌道装置 激突され	<p>【発生状況】 シールドトンネル内部(発進立坑から約1km地点)において、シールドトンネル先端から発進立坑へ戻る機材運搬車と、発進立坑からシールドトンネル先端へ向かう電動式台車が衝突し、電動式台車を運転していた被災者が負傷し、病院に搬送されたが死亡したものの。 監督員 25～29歳(元請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 状況に応じてあらかじめ信号装置の表示方法を定めて信号装置を設け、関係労働者に周知すること 2 軌道装置の運転者への合図の方法を関係者に周知徹底すること 軌道装置の運転者への合図について、合図者の立つ位置や合図の方法を定め、関係作業者に周知徹底する。また、定められた位置や方法で合図が行われていることを定期的に点検し、確認することも重要である。 3 軌道装置の動力車の運転は、有資格者に行わせること 軌道装置で使用するバッテリーカー等の動力車の運転は、動力軌条運搬車等の運転業務に係る特別教育を受けた者に行わせなければならない。</p>
15	令和7年7月 13時頃	土木工事業 公共 ～9人	トラック 激突され	<p>【発生状況】 傾斜地において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にドラグ・ショベルを積み込む作業中、荷台を定位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、前輪が浮き、輪留めを超えて当該車が逸走したものの。 被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。 45～49歳(一次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 セーフティローダーダンプでの積み込み・積み下ろし作業は、必ず平坦な安定した場所に車両を停車して行うこと。 2 運転席から離れる際には、サイドブレーキを十分に引き、適切な規格の輪止めをタイヤに密着させて設置すること。 3 やむを得ず坂道で積み込み等作業を行う時は、運転手が車両に乗った状態で行うこと。</p>

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
16	令和7年7月 14時頃	建築工事業 民間 ～9人	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	<p>【発生状況】 農業用ハウス内の配管設備工事において、昼休憩を取り午後1時から作業を再開した。30分頃、被災者が気分が悪そうにしていたので、同僚が車両の日陰で休憩するよう促し、その後、様子を見に行ったときに倒れており、病院に搬送され入院加療中であつたが、2か月半後に死亡したもの。 配管工 55～59歳(2次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 暑さに慣れていない時期に屋外作業に従事させる場合、十分な休憩をとり、1週間程度かけて身体を慣らすこと 2 体調不良者を把握した場合は、ためらうことなく救急車を呼び、病院へ搬送すること 3 JIS規格に適合したWBGT指数計を現場に準備し、計測結果を活用すること 4 健康診断結果に基づき、医師の意見を聴き人員配置を行うこと 5 睡眠不足、体調不良等が熱中症の発症に影響することを踏まえ、労働者に対して体調管理に留意するよう指示すること</p>
				
18	9月 14時頃	その他の建設工事業 民間 ～9人	開口部 墜落、転落	<p>【発生状況】 地上3階建て倉庫の解体工事現場で、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落した。 災害発生時、開口部には墜落及び飛来落下の防止のため、残置物のロッカー2台をもって覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させ、墜落したもの。 解体工 45～49歳(一次下請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 開口部には覆い、囲い、手すりなど墜落防止措置を講じ、周辺を立ち入り禁止とすること。 2 適切な場所に作業を安全に行うためのスペースを確保すること。 3 開口部の安全対策を盛り込んだ作業計画書の策定、安全確保について事業者間の協議する組織を設けて連絡・調整を密にし、コンクリート工作物解体作業主任者の職務を的確に行うこと。 4 不慣れた作業者には安全教育を徹底すること。</p>
				

注：イラスト・災害防止のポイントは参考です、実際の災害の状況とは異なることがあります。